

○山梨県警察の会計監査に関する訓令

平成16年2月25日
本部訓令第3号

[沿革] 平成16年4月本部訓令第10号

(目的)

第1条 この訓令は、山梨県警察が行う会計事務の適正を期するため、会計監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(監査の実施)

第2条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、各所属の会計事務について実地又は書面により監査を行うものとする。

2 本部長は、総務室会計課長（以下「会計課長」という。）に監査を行わせるものとする。

(監査の種類)

第3条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 定期監査は、次条に規定する監査実施計画に基づき、毎会計年度に1回以上行うものとする。

3 臨時監査は、本部長が必要があると認めたとときに行うものとする。

(監査実施計画の策定)

第4条 会計課長は、年度当初に監査の実施に関し必要な事項を定めた監査実施計画を策定し、本部長に報告するものとする。

2 監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 監査の重点項目

(2) 監査の実施時期

(3) 監査の対象所属

(4) 監査の実施項目

(5) その他必要な事項

3 会計課長は、監査を効率的に実施するため特に必要があると認めたとときは、監査実施計画を変更することができる。

4 会計課長は、監査実施計画を変更したときは、速やかに本部長に報告するものとする。

(監査実施通知)

第5条 会計課長は、監査を行うときは、その対象とする所属の長に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を通知するものとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない。

- (1) 監査の日時
- (2) 監査の実施項目
- (3) 監査を実施する者
- (4) その他必要な事項

(監査実施上の留意事項)

第6条 会計課長は、監査を行うに当たり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を期すること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 監査に関する秘密事項を厳守すること。
- (4) 関係者の業務に支障を及ぼさないようにすること。

(資料の提出等)

第7条 会計課長は、監査のため必要があると認めるときは、所属の長又は当該所属の職員に対し、資料の提出又は説明を求めることができる。

(監査実施状況の報告)

第8条 会計課長は、監査を行ったときは、速やかにその実施状況を本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、監査の実施状況を当該年度終了後、速やかに山梨県公安委員会に報告しなければならない。

3 第1項に規定する場合のほか、会計課長は、特に必要があると認めたときは、速やかに監査の実施状況を本部長に報告するものとする。

4 第2項に規定する場合のほか、本部長は、特に必要があると認めたときは、速やかに監査の実施状況を山梨県公安委員会に報告するものとする。

(監査結果に基づく措置)

第9条 本部長は、監査結果に基づき、是正又は改善を要すると認められる事項については、当該所属の長に対し、必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

2 前項の指示を受けた所属の長は、是正又は改善した結果について、速やかに会計課長を經由して本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月30日本部訓令第10号）

この訓令は、平成16年5月1日から施行する。